

起震車(地震体験車)のご利用を

区では区民の皆さんに防災意識を高めていただくため、防災区民組織・学校等の訓練の際、起震車を無料で派遣しています。地震の揺れを体験し、適切な行動を身に付けるため、地域の防災訓練等ご利用ください。

【運行日時】午前10時30分～午後3時30分(火曜日・祝日等を除く)

【申込み】午前9時～午後4時に防災センター(市谷仲之町2-42) ☎ (5361) 2460へ(火曜日・祝日を除く)。訓練希望日の3か月前から受け付けます。1時間で40～50名が体験できます。なるべく30名以上でお申し込みください。



品名	ABC粉末4型 (蓄圧式)	ABC粉末10型 (蓄圧式)	強化液3ℓ型 (中性)	強化液6ℓ型 (中性)
薬剤量	1.5kg	3.5kg	3ℓ	6ℓ
総重量	約3.1kg	約6.0kg	約6.1kg	約11.6kg
全高	41.5cm	54.6cm	54.6cm	61.5cm
定価	12,390円	19,425円	20,895円	24,465円
あっせん価格	7,350円	11,550円	11,550円	14,175円

※いずれも普通火災・油火災・電気火災に適応

消火器薬剤詰め替えあっせん価格(送料込み)

種類	形式	あっせん価格
ABC粉末消火器	加圧式3型	3,675円
〃	〃 4型	4,725円
〃	〃 6型	5,145円
〃	〃 10型	6,195円
〃	蓄圧式3型	3,990円
〃	〃 4型	5,460円
〃	〃 6型	5,985円
〃	〃 10型	6,825円
強化液消火器	〃 3ℓ型	5,250円
〃(中性)	〃 2ℓ型	5,565円
〃(中性)	〃 3ℓ型	6,090円

【消防器の種類と価格】左表のとおり(定価の約2～4割引き)
【申込み・支払い】20年3月31日(月)までに、次の区指定の業者へ直接申し込んでください。
① 消火器購入:(株)日東防火 ☎ (3354) 6333。指定業者がお届けします。代金は品物と引き換えに業者にお支払いください。
② 消火器薬剤詰め替え:(昭和理化㈱) (3209) 4043。指定業者が消火器本体を引き取りに伺います。詰め替え後、消費者にお支払ください。

入本数分まで無料。

【運行日時】午前10時30分～午後3時30分(火曜日・祝日等を除く)

【対象】区内の一般家庭・事業所

【対象】区内の一般家庭・事業所

消防器・消防器薬剤詰め替えのあっせん

★ 区では訪問販売は一切行っていません。消防器と薬剤詰め替えのあっせんに便乗したセールスにご注意ください。区の指定業者は事前に電話連絡し、新宿区の腕章を付けて伺います。

● 古い消防器にご注意を

消防器本体の耐用年数は種類により異なりますが、一般的なものは製造から8年です(容器に表示)。耐用年数にかかるには古い消防器は一般ごみには出されません。処分は事故防止のため中身を放出して専門の業者へ依頼してください。①②のあっせん業者でも処分します。

児童手当の申請手続きを

児童手当および新宿区児童手当は5月受け付け分から、支給の可否を決める所得年度が変わります。今まで所得超過等で受給していない方で、平成18年の所得が所得制限限度額(右下表)を超えていない方は申請してください。支給開始は原則として申請の翌月からです。

また、現在児童手当および新宿区児童手当を受給している方には6月中旬に現況届の案内を送ります。

【対象】次のすべての要件を満たす方
①新宿区に住民登録または外国人登録(短期滞在を除く)をしている方
②平成4年4月2日以降生まれ(中学校修了前)の児童を養育している方…児童手当(国制度)は平成7年4月2日以降に生まれた児童が対象、新宿区児童手当(区制度)は平成4年4月2日～平成7年4月1日生まれの児童が対象
③申請者の所得が所得制限限度額を超えていない方(申請者が父母の場合、世帯の生計を維持している割合の高い方の所得が対象)

※児童手当(国制度)は公務員の方は勤務先から支給される場合があります。

【手当額】第1子・第2子…1人に付き月額5,000円、第3子以降…1人に付き月額10,000円

※手当の対象となる子どもは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で数えます。また、3歳未満の児童の手当額は一律10,000円です。

【申請・問合せ】子ども家庭課育成係(本庁舎2階) ☎ (5273) 4546へ。手続き等詳しくはお問い合わせください。特別出張所でも申請できます。郵送・電子申請でも手続きできます。

所得(平成18年中)制限限度額

扶養親族等の数	国民年金加入者・年金未加入者	厚生年金・私立学校職員共済組合等に加入の方
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円

※扶養が1人増えるごとに38万円を所得制限額に加算します。

※社会保険料相当分として、全員の方が一律に8万円を所得額から控除できます。その他にも控除できるものがあります(医療費控除等)。

認証取得における審査・登録費用の一部を助成

ISO14001ほか

【対象】法人格のある団体で、平成20年3月31までに区内の事業所を適用範囲として、環境マネジメントシステム規格(ISO14001、エコアクション21ほか)の認証取得を予定している団体

【補助対象経費】認証を新たに取得、または適用範囲を拡大する場合の審査・登録費用(大規模事業所

は対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください)。

【補助金額】補助対象経費の2分の1以内(20万円を限度)

【問合せ】申請書を環境保全課環境推進係(本庁舎7階) ☎ (5273) 3763へ。応募要項および申請書は新宿区ホームページの環境保全課のページから取り出せます。

春の全国交通安全運動

交通事故防止のため、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。皆さんのが協力をお願いします。

◎運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

◎運動の重点

▶飲酒運転の根絶(全国重点)、▶自転車の安全利用の推進(全国重点)、▶後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底(全国重点)、▶二輪車の交通事故防止(東京都重点)、▶違法駐車の追放と自転車・二輪車の放置防止(新宿区独自重点)

◎新宿区交通安全パレード

【日時】5月6日(日)午前11時～12時

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は ☎ (3209) 1111、新宿区ホームページは <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>です。

「ものづくり産業支援事業補助金」支援事業を募集

屋上緑化・高反射率塗装への補助事業

クールルーフ推進協議会(新宿区ほか7区と東京都ほか7団体で構成)では、地球温暖化およびヒートアイランド対策の一環として、屋上緑化や高反射率塗装を実施する事業へ費用の一部を補助します。

【対象】新宿・千代田・中央・港・台東・品川・目黒区内の建築物を所有する個人または法人

【内容】夏季に定期的に空調機器を使用する部屋の直上部の屋上および屋根に、屋上緑化もしくは高反射率塗装を施工する事業(施工面積50m²以上)。新築・既築いずれも可。屋上緑化植物・高反射率塗料に制限あり

【対象経費】設計費・工事費・機械器具費等

【補助率】補助対象経費の2分の1(補助上限額…屋上緑化は2,000万円、高反射率塗装は500万円)

【申込み】申込書を郵送で10月31日(必着)までに対象建築物所在地の区役所または東京都環境局へ。

【問合せ】区環境保全課環境推進係(本庁舎7階) ☎ (5273) 3763へ。

くらし

◎新宿中央公園自然クラブ会員募集

新宿中央公園内の植物などを観察します。桜や紅葉など、四季折々の豊かな自然を楽しみましょう。

【活動日】毎月第4火曜日に定例会を実施

【対象】区内在住・在勤・在学の方ほか

【費用】無料

【申込み】はがきかファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、エコギャラリー新宿2階) ☎ (3348) 6277

・ FAX (3344) 4434へ。

◎古布から買い物袋(マイバック)を作ろう

【日時】5月10日(木)午後2時～4時

【対象】区内在住・在勤の方ほか、30名

【講師】小野幾代(新宿6%チーム)

【費用】無料

【持ち物】古布、裁縫道具(お持ちの方)

【会場・申込み】往復はがきかファックスに記載例(5面左上参照)のとおり記入し、5月3日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、エコギャラリー新宿2階) ☎ (3348) 6277

・ FAX (3344) 4434へ。先着順。

◎リサイクル講座～和服からロングベスト作り

【日時】5月17日(木)午後1時30分～3時30分

【対象】区内在住・在勤の方、25名

【費用】400円

【持ち物】和服をほどいてアイロンをかけたもの・型紙用の紙・物差し・はさみ・筆記用具・裁縫道具・布に合ったミシン糸

【共催】新宿環境リサイクル活動の会

【会場・申込み】往復はがきに記載例(5面左上参照)のとおり記入し、5月6日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-17) ☎ (5330) 5374(月曜日休館。月曜日が祝日等のときは翌日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

◎赤十字運動にご協力を

●5月は「赤十字運動月間」

皆さんからお寄せいただいた活動資金は、国際救護活動、災害救護事業、医療事業ほか、さまざまな赤十字活動に使用しています。

運動期間中、皆さんのお宅に赤十字協賛委員(町会・自治会の役員)や奉仕団の方が伺います。ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】地域調整課管理係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3519へ。